

事業群評価調書(平成30年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	警察本部交通企画課
施策名	(2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	課(室)長名	小松 浩幸
事業群名	② 交通安全対策の推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)				(取組項目)						
交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進します。				i) 交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚 ii) 関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進 iii) 交通環境の整備 iv) 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持						
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	交通安全教育の受講者数		目標値①	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人	交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町を始めとした関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育を実施した結果、平成29年中の目標値を上回った。
			実績値②	475,968人	456,244人				進捗状況	
		②/①	118%	114%					順調	

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				29年度事業の成果等	中核事業	
				H28実績	H29実績	H30計画			うち一般財源	人件費(参考)	指標	主な目標			H28目標
1	取組項目 i	交通安全教育推進事業	—	43,172	36,821	197,833	歩行者 運転者	幼児から高齢者までの各世代に応じた歩行者に対する交通安全教育及び職場・高齢者・若年者・女性・二輪車等の対象に応じた参加・体験・実践型講習を主体とした運転者に対する交通安全教育を実施した。	活動指標	交通安全教育実施回数(回)	7,000	7,661	109%	交通安全教育の方法を聴講型から参加・体験・実践型に移行するなど、教育内容を充実させた結果、平成29年中の交通安全教育実施回数及び受講人数については、平成28年中と比べて減少したものの、受講人数の目標については達成した。	○
				39,001	33,508	196,322					7,000	6,501	92%		
		交通企画課	40,944	34,527	187,906	成果指標			交通安全教育受講人数(人)	400,000	475,968	118%			
2	取組項目 i	「なくそう! 高齢者の交通事故」総合対策事業	H28-30	3,788	3,788	3,219	県民全体・ 高齢者	高齢運転者を対象とした参加・体験型講習会を県内4か所で開催するとともに、医療機関等と連携した広報啓発活動に取り組んだ。そのほか、高齢運転者・歩行者を対象とした交通安全教育用DVD「自ら防ごう 高齢者の交通事故」を制作し、県内全域における効果的・効率的な交通安全教育を実施した。	活動指標	参加体験型講習会開催数(回)	4	4	100%	平成29年中の高齢者の交通事故死者数は35人であり、前年より5人増加したものの、高齢者の運転中の死者数は5人減少し、高齢者の負傷者数も前年より減少した。	○
				3,702	3,702	3,220					4	4	100%		
		交通・地域安全課	4,097	4,097	3,198	成果指標			H28,H29:高齢者の交通事故死者数(人)	31以下	30	100%			
								成果指標	H30:高齢者の運転中の交通事故死者数(人)	30以下	35	85%			
										10以下					

3		交通安全対策推進事業	S46-	7,840	7,840	5,629	県民全体・関係機関・関係団体	交通安全対策会議を開催し、「第10次長崎県交通安全計画(平成28年度～32年度)」に基づき、「平成29年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集し、交通安全意識の高揚を図った。	活動指標	交通安全対策会議開催回数(回)	1	2	200%	・平成29年中の交通事故死者数は47人であり、目標値である38人以下は達成できなかったものの、交通事故発生件数及び負傷者数は、いずれも前年より減少した。発生件数にあっては平成に入ってから最少となり、負傷者数にあっては昭和62年以来30年ぶりの6千人台となった。 ・交通安全意識の啓発を図るために募集した図画・作文は、県内の小・中・高等学校から図画964点・作文234点の応募があり、優秀作品については、平成30年2月19日に開催した長崎県交通安全推進県民協議会総会において表彰し、交通安全運動のポスター等に活用する等、交通安全意識の普及啓発活動の推進に寄与した。											
				6,904	6,904	5,632				1	1	100%													
		交通・地域安全課		6,823	6,823	5,597			成果指標	H28,H29:年間の交通事故死者数(人)	39以下	41	95%		38以下	47	80%	H30:交通安全実施計画の策定	策定						
4	取組項目 i	交通安全運動推進費	S51-	1,457	1,457	5,227	県民全体・関係機関・関係団体	全国交通安全運動(春・秋)を始め、交通安全県民運動(夏・年末)、交通安全の日(毎月20日)県民運動、高齢者交通安全推進県民運動、飲酒運転追放県民運動、シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動等を県内一円にわたって展開し、市町、関係機関・団体と一体となって交通安全思想の普及徹底を図った。また、6月と11月に交通死亡事故が連続して発生したことにより交通死亡事故多発警報(全県警報)を発令し、県内全域における総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて速やかに交通死亡事故発生時の鎮静化を図った。	活動指標	交通安全運動ポスター配布数(枚)	26,000	27,360	105%	・平成29年中の交通事故死者数は47人であり、目標値である38人以下は達成できなかったものの、交通事故発生件数及び負傷者数は、いずれも前年より減少した。発生件数にあっては平成に入ってから最少となり、負傷者数にあっては昭和62年以来30年ぶりの6千人台となった。 ・平成29年度は、6月と11月には交通死亡事故が連続して発生したことにより交通死亡事故多発警報を発令するとともに、ラジオ、新聞等による広報を実施し、県警・市町・関係機関・団体と連携して交通死亡事故の抑止を図った。											
				1,643	1,643	5,230				26,000	27,615	106%	27,000				数値目標なし ※発令なし	—	数値目標なし 広報活動実施	—	数値目標なし				
		交通・地域安全課		1,494	1,494	5,198			成果指標	H28,H29:年間の交通事故死者数(人)	39以下	41	95%		38以下	47	80%	H30:交通安全運動期間中の交通事故件数(件)	271以下			0	※発令なし	—	0
5	取組項目 ii	交通安全指導員等育成費	S48-	45,243	45,243	4,020	①交通安全推進関係団体 ②市町交通指導員	①交通安全に関する街頭指導、安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置している(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、その活動を通じて各地域における交通事故の防止を図った。 ②市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を行う研修会を県内ブロック別を実施し、交通指導員の指導力向上を図った。	活動指標	交通安全指導員研修会開催回数(回)	4	4	100%	幼児・児童・高齢者への交通安全教育、街頭指導、交通安全のための広報活動などを交通安全指導員が各地域で積極的に実施したことにより、幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。また、交通指導員の研修により、交通指導員の資質の向上が図られた。											
				43,713	43,713	4,022				4	4	100%	10		10	100%	10	10	100%	10					
		交通・地域安全課		45,397	45,397	3,998			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%		1以下	0	100%	1以下							
6		交通安全母の会育成費	S53-	747	747	1,608	交通安全推進関係団体	「交通安全は家庭から」をスローガンとして交通安全活動を実践する母の会の活動がより効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会へ補助金を交付するとともに、活動の活性化を図った。	活動指標	交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会に対する育成指導の強化及び活動の活性化を図ることにより、子供、高齢者等の交通事故防止に寄与した。											
				747	747	1,609				1	1	100%	1												
		交通・地域安全課		680	680	1,599			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%		1以下	0	100%	1以下							

7	取組項目 ii	交通安全確保業務	H15-	5,125	0	0	道路利用者	交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った(県央振興局及び県北振興局に嘱託職員を1人ずつ配置)。	活動指標	H28,H29:特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保を行う。	数値目標なし	安全確保	—	嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保に寄与した。
				5,211	0	0			成果指標	H30:パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	36			
		道路維持課		5,124	0	0			成果指標	H28,H29:パトロール等による適正な道路管理 H30:不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	数値目標なし 数値目標なし	適正管理 適正管理	— —	
8	取組項目 iii	交通安全施設整備事業	—	1,406,809	632,385	177,728	道路利用者	交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、視認性に優れた環境に優しいLED信号機の整備、バリアフリー対応の信号機・標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	活動指標	交通信号機の新設(基)	9 9 8	9 9	100% 100%	交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通環境を構築するため、平成29年度には新たに9基の信号機を整備したことなどにより、交通事故の抑止に寄与した。
				1,433,483	632,146	177,817			成果指標	H28,H29:交通事故(人身)発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)	2以下 6以下	1	100%	
		交通規制課		1,376,688	606,470	176,712			成果指標	H30:交通事故発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)	設置前以下			
9	取組項目 iii	運転免許行政の推進事業	—	701,484	701,484	446,331	運転免許保有者・新規取得者	・運転免許新規取得者に対する各種試験や運転免許更新時における更新時講習のほか、一定の病気を保有する者に対する運転適性相談等、運転免許行政全般を適正に実施した。 ・また、平成29年3月12日の改正道路交通法の施行に伴う高齢運転者対策として運転適性相談を受ける体制を強化するとともに、運転適性相談員に関する広報を行い、該当者に対する臨時認知機能検査・臨時高齢者講習及び臨時適性検査を適正に実施した。	活動指標	運転免許保有者・新規取得者に対する運転適性相談件数(件)	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	991 946	— —	・運転免許試験、更新時講習等を適正に実施し、交通事故の抑止に寄与した。 ・運転適性相談員が一定の病気を持つ者の相談に適正に対応したほか、法改正により新設された臨時認知機能検査等の制度を早期かつ適正に運用したこと等、適正な運転適性相談を行ったことにより、安全な交通環境の維持に寄与した。
				571,144	571,144	462,645			成果指標	H28,H29:診断書受領件数(件)	数値目標なし 数値目標なし	800 865	— —	
		運転免許管理課		567,649	567,649	440,580			成果指標	H30:運転適性相談に基づく行政処分件数(件)	数値目標なし			
10	取組項目 iv	交通秩序の維持事業	—	249,857	215,510	2,216,375	運転者	交通実態や交通事故発生状況等を分析し、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進した。	活動指標	悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	32,991 33,664	— —	交通実態や交通事故発生状況を分析した上で、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進した結果、交通事故発生件数が減少した。
				242,060	210,086	2,182,880			成果指標	交通事故発生件数(過去3年間の平均件数以下)	6,584以下 6,080以下	5,652 5,291	100% 100%	
		交通指導課		267,387	232,416	2,162,918			成果指標		5,688以下			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 交通安全教育の推進による交通安全意識の高揚

- ・交通安全教育等の推進に関しては、幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育等を交通事故発生状況の分析結果や法改正の内容等を踏まえて実施し、県民の交通安全意識の高揚を図ったことで交通事故発生件数及び負傷者数はいずれも前年より減少し、発生件数については平成に入って最少となり、負傷者数は昭和62年以来30年ぶりの6千人台となった。
- ・平成29年中の高齢者の交通事故死者数は35人であり、2年連続して全体の死者数の7割以上を占めていることから、全体としての交通事故発生の抑止を図りつつ、特に高齢者の交通安全教育を更に推進する必要がある。

ii) 関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進

- ・地域の交通安全活動の中核を担う交通指導員、交通安全指導員及び交通安全母の会に対する活動支援、各種研修会等の実施を通じて幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。
- ・交通事故死者数の大半が高齢者であることを踏まえ、交通安全活動の中核を担う交通安全指導員などに高齢者に特化した交通安全指導者研修を実施し、指導者のレベルアップを図る。
- ・特殊車両の通行許可業務の問題点として、近年における通行許可申請・協議件数の増加に伴う事務量の増加がある。特に特殊車両の通行許可に係る協議の件数が多い路線について、道路情報便覧システムへの未収録路線である場合があり、その場合、通行の度に協議を行うこととなり、業務の負担となっている。システムへの収録により協議の手間を省くことができるため、そのような路線の収録を進めるために、県内各市町の担当者を含めた上で研修会を行い、システムへの収録を進め、特殊車両通行許可業務の負担軽減を図る。

iii) 交通環境の整備

- ・交通安全施設の整備に関しては、限られた予算の中、危険度に応じた各種安全対策として、
 - 事故の発生状況、県民からの要望等により把握した道路交通の実情に適応した交通規制の新設及び見直し並びに信号機の設置
 - 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するための「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策の推進
 - 道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見して適切な対策を講ずる二次点検プロセスの推進
(二次点検プロセス: 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては、道路管理者等の関係者と共に現場診断(一次点検)を実施し、再発防止のための道路交通環境の改善を図っているところ、これらの対策は、同様の道路交通環境にある他の道路においても効果的であることから、効果の期待できる道路において道路管理者と共に現場点検(二次点検)を行い、道路交通環境の改善を図っている。)
 - 円滑で事故のない交通流確保のための光ビーコンの整備等高度道路交通システム(ITS)の推進等の対策を推進することにより、交通事故の抑止効果が図られている。
- 今後、自動車専用道路等の新設、住宅・工業団地・商業施設等の大規模開発等に伴い、交通環境が目まぐるしく変化することが見込まれ、また、交通安全施設の維持管理は交通の安全と円滑に大きな影響を及ぼすことから、道路管理者との連携を深化させ、常に変化する交通情勢を的確に分析し、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ、重点的、効果的かつ能率的にこれらの対策を推進していく必要がある。
- ・運転免許行政の推進について、県下で946件の運転適性相談を受け、200件の行政処分を執行した。
- 運転適性相談への対応は適正に推進しているものの、運転免許自主返納後の生活について不安を抱える高齢者が多いことから、包括的な生活支援について、関係機関との情報共有や対応を行っていく必要がある。

iv) 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持

- 交通実態や交通事故発生状況を分析し、悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進することにより、交通事故発生件数が減少しており、交通秩序の維持に貢献できている。
- 今後も、交通実態や交通事故発生状況に応じ、交通取締りの計画を見直すことにより、更に交通事故の発生を抑止することが可能であると認められる。

4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1		交通安全教育推進事業	引き続き、交通事故発生状況の分析結果に基づく参加・体験・実践型の講習を実施していくほか、本年からは、平成29年に試行していた交通事故歴を有する高齢者宅の訪問指導活動を本格実施することとした。	②	・交通事故発生状況の分析結果に応じ、交通安全教育内容を充実させるほか、参加・体験・実践型の講習を関係機関・団体と連携して実施し、より効果的な交通安全教育に取り組むこととしている。 ・交通事故歴を有する高齢者宅訪問については、その効果を検証し、対象者の選定や訪問指導の内容などについて改善に取り組むこととしている。	改善
2		「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業	平成30年度は、高齢者を交通事故の被害者・加害者としなためための総合的な高齢者交通事故防止対策に加え、近年、アクセルとブレーキの踏み間違いなどによる高齢ドライバーが当事者となる重大事故が多発していることから、高齢ドライバーが加害者となる交通事故の抑止に資する安全運転サポート車の普及啓発を図る。	②	・高齢運転者・歩行者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するなど交通安全教育を幅広く実施するとともに、交通事故防止対策に有効な安全運転サポート車の普及啓発や高齢運転者の運転免許自主返納の促進等、増加する高齢運転者の対策を強化拡充し、高齢歩行者対策、一般運転者対策、県民への広報啓発と併せて、総合的な高齢者の交通事故防止対策を実施する。	拡充
3	取組項目 i	交通安全対策推進事業	－	－	・平成28年度から平成32年度までの交通安全に関する総合的な指針となる「第10次長崎県交通安全計画」に基づき、平成31年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集して交通安全意識の啓発を図る。 ・交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
4		交通安全運動推進費	交通死亡事故が連続して発生し、交通死亡事故多発警報発令が懸念される場合においても、迅速な広報周知啓発を実施し、早期の交通死亡事故の抑止を図る。	②	・県民一人一人が交通安全に関する正しい知識と交通道徳を身につけることが交通事故を抑止する上で重要であるため、各季の交通安全運動を始め、年間を通じての県民運動を推進して交通安全意識の高揚を図っていく必要があり、本事業を継続していく。また、交通死亡事故が多発した場合、県内全域又は特定地域に警報を発令し、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて速やかに交通死亡事故の鎮静化を図る。 ・交通死亡事故が多発し、交通の安全確保に著しい不安が生じるおそれがある場合、可能な限り交通死亡事故を減少させるとともに、多発した場合には緊急に対策を講じ、交通死亡事故の抑止を図っていく必要があり、本事業を継続していく。	改善
5	取組項目 ii	交通安全指導員等育成費	高齢者交通安全指導者研修会等の参加により、交通安全指導員の高齢者交通安全教育指導能力の向上を図る。	②	・交通安全指導員は児童等の交通安全教育、広報活動、街頭指導などの地域社会における歩行者の安全確保・交通安全指導の中核を担っており、交通安全指導員配置後、本県における児童等の交通事故は毎年確実に減少しており、この減少傾向を維持していくためには、交通安全指導員による継続的な指導教育や街頭での交通安全確保が不可欠であり、本事業を継続していく。さらに、交通事故死者数の多くを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者への交通安全教育・指導を充実させる。 ・市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別実施する。市町が委嘱している交通指導員に対して指導教育を実施することは、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に定められた県の責務であり、また、交通法規など統一的な指導育成を行うことは、交通指導員の資質の向上及び道路歩行者等の交通事故の抑止のため重要であり、本事業を継続していく。	改善

6	取組項目 ii	交通安全母の会育成費	—	—	・地域に根ざした交通安全教育と積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会の育成指導を行う。 ・交通事故から長崎県民の生命、身体及び財産を守るため、無償で献身的なボランティア活動を行っている「交通安全母の会」を育成するとともに、県内組織の活性化に取り組んでいる長崎県交通安全母の会連合会の役割は重要であり、本事業を継続していく。	現状維持
7		交通安全確保業務	—	—	平成30年度は、嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。平成31年度以降も、道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
8	取組項目 iii	交通安全施設整備事業	—	—	・平成31年度においても、道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制システムの高度化及び更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を推進していく。 ・信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第4条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ、本事業を継続していく。	現状維持
9		運転免許行政の推進事業	認知機能検査の結果により運転免許を自主返納された高齢者又は免許取消しとなった高齢者を対象として、新たに市町等と連携した包括的な生活支援に関する情報共有と対応に取り組み、更に相談しやすい環境作りを推進することとしている。	②	平成30年度に新たに取り組むこととした施策について、その効果、問題点等を抽出した上で検討を行い、更なる相談しやすい環境作りを推進することとしている。	改善
10	取組項目 iv	交通秩序の維持事業	平成30年においては、平成29年中の交通事故発生状況の分析結果や県民の要望を踏まえ、交通事故発生時間帯や場所における交通指導取締りを計画し、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進することとしている。	②	平成31年においても、平成30年中の交通事故発生状況の分析結果や県民の要望を踏まえ、取締り場所や時間帯、取締り対象違反などを検討するなどして交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進することとしている。	改善

注：「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点